

平成 2 3 年 度

(第 2 回)

能 美 市 都 市 計 画 審 議 会

日 時 平成 2 4 年 3 月 1 5 日 (木)
午前 1 0 時 0 0 分 ~

場 所 能 美 市 根 上 総 合 文 化 会 館
2 階 2 0 2 会 議 室

次 第

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 審議事案

議案第1号 小松能美都市計画道路の変更について（県決定）

議案第2号 小松能美都市計画道路の変更について（市決定）

議案第3号 辰口都市計画道路の変更について（県決定）

議案第4号 辰口都市計画道路の変更について（市決定）

4. その他

能美市土地利用制度見直し地区別説明会の報告

5. 閉 会

審 議 事 案

議案番号	議 案
議案第1号	小松能美都市計画道路の変更について（県決定）
議案第2号	小松能美都市計画道路の変更について（市決定）
議案第3号	辰口都市計画道路の変更について（県決定）
議案第4号	辰口都市計画道路の変更について（市決定）

小松能美都市計画道路の変更（石川県決定）

都市計画道路中 3・4・35 号福島浜線を 3・4・35 号福島 2 号線に、3・4・37 号寺井栗生線を 3・4・37 号寺井吉光線に、3・4・55 号福島線を 3・4・55 号福島 1 号線に名称を改め、3・4・3 号国道線ほか 1 路線を次のように変更する。

上段朱書きは変更前

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造型式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・3	国道線	能美市栗生町へ	小松市矢田野町	寺井町平面町 小松市上小松町 符津町 能美市寺井町 平面町 小松市上小松町 符津町	約 16,500m	地表式	4車線	20m	幹線街路との 平面交差 18箇所	
	—		—			約 12,800m	/				
	車線の数の内訳		4車線			約 3,700m					
	3・4・31	浜開発線	能美市浜町夕	能美市浜開発町丙	浜 能美市浜町	約 1,020m	地表式	2車線	16m	幹線街路との 平面交差 3箇所	
	3・4・35	福島2号線	能美市福島町ノ	能美市福島町ろ	根上町福島町 大浜町 能美市福島町	約 410m	地表式	2車線	16m	JR北陸本線との 立体交差1箇所 幹線街路との 平面交差 4箇所 幹線街路との 平面交差 2箇所	
3・4・37	寺井吉光線	能美市寺井町レ	能美市吉光町ホ	寺井 能美市寺井町 吉光町	約 1,460m	地表式	2車線	16m	幹線街路との 平面交差 3箇所		

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車の線数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
	3・4・55	福島線 福島1号線	根上町 福島町	根上町 福島町	根上町 福島町	約390m	地表式	2車線	16m	幹線街路との平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

現在、能美市には、都市計画道路が41路線存在し、総延長は約74.69kmとなっている。そのうち、小松能美都市計画区域（旧根上町及び旧寺井町）には、都市計画道路が31路線存在し、総延長は約55.55kmとなっており、約70.6%に相当する約39.22kmが整備済みである。

今回、小松能美都市計画において、近年の社会情勢の変化に伴い、今後の道路計画を道路ネットワークや防災機能などの観点から総合的に見直した結果、5路線、約6.3km（市決定を含めると11路線、約10.82km）について見直しを行う。

具体的には、3・4・3号国道線について、現都市計画決定幅員を現状に適した幅員に変更することによって、事業実現性を改善することとし、一部区間において幅員を縮小（総幅員W=20m→14m）するものである。

また、幅員縮小区間の車線数を2車線に決定し、それ以外の区間については、車線数を4車線に決定するものである。

3・4・31号浜開発線については、起点部の未着手区間L=210mにおいて都市計画道路ネットワーク上の必要性が低下しており、交通処理等についても、現道が代替機能を有することから、当該区間を廃止とし、これに伴い、起点位置の変更を行うものである。また、併せて車線数を2車線に決定するものである。

3・4・35号福島浜線については、終点から3・5・36号北中央線までの区間L=730mにおいて、JR北陸本線との立体交差部と3・5・36号北中央線との交差点間の距離が短く、取り付けが困難であること、及び南北に並行する市道が代替機能を有していることから、当該区間を廃止とするものである。これに伴い、起終点位置の変更及び路線の名称を「3・4・35号福島浜線」から「3・4・35号福島2号線」に変更し、併せて車線数を2車線に決定するものである。

3・4・37号寺井粟生線については、当寺井町レ地内から寺井町ロ地内の区間L=650mにおいて、沿道建築物の多い寺井町中心部を通過するため、道路整備による地域コミュニティ喪失や自転車・歩行者交通量を考慮し、歩道幅員及び路肩幅員それぞれを変更する（総幅員W=18m→12m）ものである。また、吉光町ホ地内から粟生町ハ地内の区間L=640mについては、北側に並行する（一）粟生小松線が代替機能を有することより、当該区間を廃止する。これに伴い、終点位置及び名称を「3・4・37号寺井粟生線」から「3・4・37号寺井吉光線」に変更するものである。また、併せて車線数を2車線に決定するものである。

3・4・55号福島線については、能美市内における都市計画道路の起終点の位置関係の統一化を図る（原則として、起点は北・西側、終点は南・東側）ため、起点と終点の位置を入れ替えるものである。また、路線の名称を「3・4・55号福島線」から「3・4・55号福島1号線」に変更し、併せて車線数を2車線に決定するものである。

小松能美都市計画道路の変更（能美市決定）

1. 都市計画道路中 3・5・30 号道林高坂線ほか 4 路線を次のように変更する。
2. 都市計画道路中 3・5・34 号釜屋線を廃止する。

上段朱書きは変更前

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造型式	車の線数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・30	道林高坂線	能美市道林町へ	能美市下ノ江町イ	能美市高坂町	約 1,080m	地表式	2車線	12m	幹線街路との平面交差 4箇所	
	3・5・33	加賀舞子線	能美市大浜町井	能美市大浜町ム	能美市大浜町	約 780m	地表式	2車線	15m	寺井駅前広場 2,500㎡ 幹線街路との平面交差 3箇所 北陸自動車道との立体交差 1箇所	
	なお、能美市大浜町及び中町地内に約 2,500㎡の駅前広場を設ける。										
	3・5・34	釜屋線	根上町浜井	根上町浜ヤ	浜	約 710m	地表式	—	12m	幹線街路との平面交差 2箇所	廃止
	3・5・36	北中央線	能美市吉原釜屋町東	能美市大成町チ	能美市福島町	約 2,010m	地表式	2車線	12m	幹線街路との平面交差 4箇所	
	3・5・41	湯野1号線	能美市湯谷町ト	能美市泉台町中	能美市湯谷町泉台町	約 610m	地表式	2車線	12m	幹線街路との平面交差 3箇所	
				能美市大成町チ	能美市吉原釜屋町丙						